

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職後、A 市内で夫の自営業の経理事務などをしていて、申立期間当時、国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していた。

申立期間の前後もきちんと保険料を納付しており、3 か月分だけ納付しなかったとは考えられない。

未納期間があることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 49 年 12 月 15 日に国民年金に強制加入した後、平成 8 年度までの国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金の被保険者資格取得の切替手続を適切に行っている。

また、申立期間当時同居していた夫も、昭和 44 年 11 月から 49 年 1 月まで国民年金に強制加入した後、51 年 10 月に再度強制加入して以来、申立期間を除き、途中 1 か月の任意加入期間を含めて平成 13 年度まで国民年金保険料を全て納付しているなど申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金保険料をいずれも現年度納付しており、この現年度納付について申立人は、夫との 2 人分の国民年金保険料を A 市内の金融機関に持参して納付していたと説明するなど納付についての記憶は明確である。

加えて、申立人の加入記録をみると、A 市において昭和 49 年 12 月 15 日に

国民年金記号番号の払出しを受け、51年12月の再加入の際には改めて52年1月28日に別の国民年金記号番号の払出しを受けており、その後当初の国民年金記号番号に重複による統合処理がされているものの、統合された時期が不明であるなど、当時の申立人の納付記録の管理が適切であったとは言えない状況もみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで
私は、20 歳になった時から、国民年金保険料の納付書が送られてくる限り、遅れることなく支払ってきた。
しかし、年金事務所の記録では、申立期間の 3 か月が未納となっている。
私は、支払ったのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳になった昭和 44 年*月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き、第 3 号被保険者期間以外の国民年金加入期間は全て国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金の被保険者資格取得の切替手続を適切に行っており、年金に関する意識が高かったとも考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間中、複数の住所変更をしているが、その都度、住所変更の手続を適切に行い、切れ目なく国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、昭和 61 年 4 月末まで納付可能であるところ、納付意識の高い申立人が、申立期間前の 60 年 12 月までの国民年金保険料を現年度納付しながら、申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和49年3月に国民年金に加入してから60歳になるまで国民年金保険料を納付していたが、申立期間の3か月だけ納付していないはずがなく、未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月11日に国民年金に加入してから60歳に至るまで、申立期間の3か月を除き全て保険料を納付している上、当該納付済期間については、過年度納付をした途中の1か月を除き全て現年度納付していることが確認できることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が委任している税理士事務所から提出された申立人に係る昭和60年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、社会保険料控除額の申告による控除分として7万9,320円と記載されており、当該金額は、申立期間を含めた同年分の保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料は、現年度納付をしなければ、昭和62年4月末まで過年度納付が可能であるところ、納付意識の高い申立人が、申立期間後の昭和60年度及び61年度の保険料を現年度納付しながら、申立期間の保険料を未納のままにしていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成17年12月21日は24万8,000円、18年7月20日は24万5,000円、19年7月20日は35万4,000円及び同年12月20日は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月21日
② 平成18年7月20日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月20日

私は、平成17年から19年にA社より賞与を支給され、それぞれの賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④が年金記録に反映されていない。事業主が当該賞与に係る届出をしていないと思われるので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間①、②、③及び④について同社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された賞与支給明細書及び申立事業所から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間①、②、③及び④について、賞与支払額に基づく厚生年金保険料より低額の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 21 日は 24 万 8,000 円、18 年 7 月 20 日は 24 万 5,000 円、19 年 7 月 20 日は 35 万 4,000 円及び同年 12 月 20 日は 21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務に履行については、申立事業所は被保険者賞与支払届の事業所控えが見当たらないため不明としており、ほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与支給明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月16日から50年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年11月16日、資格喪失日に係る記録を50年11月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を48年11月から49年8月までは4万8,000円、同年9月から同年11月までは6万4,000円、同年12月は6万8,000円、50年1月から同年4月までは6万4,000円、同年5月及び同年6月は6万8,000円、同年7月から同年10月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年9月15日から50年11月1日まで

私は、昭和48年9月15日から50年10月31日まで、A社で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立事業所の承継会社であるB社が保管する申立事業所に係る給与明細書から、申立人は申立事業所に申立期間のうち、昭和48年11月頃から50年10月頃まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立事業所における資格取得日について、B社は、「申立人に係る人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立人に係る雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の申立事業所における資格取得日を特定できる関連資料等は見当たらないものの、申立事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者のうち40人に係る資格喪失日を確認したところ、32人が1日又は16日であることが確認できる。また、同社は、「申

立事業所における申立期間当時の給与の締め日及び支払日並びに保険料の控除方法は不明だが、現在の給与は、15日締めの25日払いで、保険料は翌月控除である。」と回答していることから、申立期間当時の給与の締め日及び支払日は、15日締めの25日払いであったことが推認でき、申立事業所には申立人に係る昭和48年11月支給の給与明細書は無く、同年12月の給与は全額が支給されていることに加え、申立人の50年11月支給の給与明細書を見ると本給を2分の1に減額して支給されていることを踏まえると、申立人の資格取得日を48年11月16日とすることが妥当である。

また、資格喪失日については、申立人が、「昭和50年10月31日に申立事業所を退職したと思う。」としていること、及び上記のとおり昭和50年11月支給の給与明細書の本給が2分の1に減額して支給されていることを踏まえると、申立人は、申立事業所に50年10月31日まで勤務していたと推認できることから、同年11月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社が保管する給与明細書により確認できる保険料控除額から、昭和48年11月から49年8月までは4万8,000円、同年9月から同年11月までは6万4,000円、同年12月は6万8,000円、50年1月から同年4月までは6万4,000円、同年5月及び同年6月は6万8,000円、同年7月から同年10月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月16日から50年11月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和48年9月15日から同年11月15日までの期間について、B社が保管する当該期間に係る給与明細書には申立人の名前は無く、C健康保険組合は、「申立期間に係る資料は、保存年限経過により処分済みである。」と回答していることから、当該期間に係る申立人の勤務

状況等について確認することができない。

また、申立事業所に勤務していた同僚 15 人に照会したところ、11 人から回答があり、そのうち 10 人が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 48 年 9 月 15 日から同年 11 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島国民年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで
家業を手伝うため実家に帰った昭和63年5月頃、市役所の集金人と思われる人が来訪して国民年金に加入するように勧められた。
その際、父親が「同業組合の年金に入っているので国民年金には加入しない。」と断ったが、数日後に同じ人が来訪して「組合の年金は公的年金ではないので、国民年金に加入してもらわなければならない。国民年金保険料は遡って支払うことができるので、支払えるだけ払ってください。」と言われ支払った記憶がある。
しかし、国民年金の記録では申立期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年4月か5月頃に払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金への加入手続はこの時期に行われたものと考えられる。

また、申立人の父親は最初に加奨の訪問を受けた際に、組合の年金に入っていることを理由に断ったとしており、申立人の同業組合の年金共済の加入日が平成元年5月1日であることから、この時期以後に集金人が訪問したと推測でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に一括納付したとして、申立人が加入手続を行ったと考えられる平成元年5月の時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録により、平成2年11月14日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認でき、この納付書は申立期間のうち当該時点で時効になっていない昭和63年10月から平成元年3月までの過年度保険料について作成されたものと推測できることから、当該期間に未納期間があったと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインの氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年*月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月から54年3月まで

私は、国民年金の加入手続時期をはっきり覚えていないが、市役所の職員に、「20歳なので。」と言われ、国民年金に加入するよう勧められたので、加入した。

国民年金に加入後は、国民年金保険料を滞納したことは無く、私の国民年金の被保険者資格取得日が昭和52年*月*日で間違いないのであれば、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期をはっきり覚えていないとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人の手帳記号番号は、昭和54年1月頃に払い出されたことが推認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の20歳到達日の52年*月*日に遡って被保険者資格を取得したと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、遡って国民年金保険料を納付したことは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日時点（昭和54年1月頃）において、申立期間のうち昭和52年*月から53年3月までの保険料は過年度納付となる上、同年4月から54年3月までの現年度保険料についても一部期間は遡って納付することになる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、A金融機関又はB金融機関を通じて納付したとしているところ、両金融機関とも、申立期間当時の資料は廃棄済みとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを確認することはできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から同年12月まで

私は、昭和43年6月に勤めていた会社を退職した。申立期間当時、私は既に20歳に達していたことから、母親が代理で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年6月にA社を退職した後に、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日が44年1月及び同年2月であることから、44年1月から同年2月頃までの間に払い出されたことが推認でき、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、申立人の主張と相違している。

また、申立人に係るB市及びC市が保管する国民年金被保険者名簿の資格取得日の昭和44年1月31日はオンライン記録と一致しており、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、加入手続及び保険料の納付方法は不明である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2339 (事案 1045 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 19 日まで

「A社」に勤務していた申立期間について厚生年金保険の年金記録確認の申立てを行ったが、平成 22 年 2 月に年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

新たな資料等はないが、納得できないので、再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、「A社」が申立事業所であると推認でき、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができるものの、i) 事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立事業所は昭和 32 年 11 月 1 日に適用事業所となり、36 年 1 月 26 日に適用事業所でなくなり、平成 7 年 8 月 1 日に改めて適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間当時は適用事業所ではない時期であり、申立人が記憶する複数の同僚も「申立事業所は、申立期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述していること、ii) 当時の事業主及び申立人が記憶する同僚のうち 1 人は申立期間について国民年金に加入しており、申立人が同期入社したとする同僚は申立期間について申立事業所での加入記録が無いこと、iii) 申立人は申立期間について雇用保険の加入記録は無く、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から申立期間に申立事業所が適用事業所であり申立人が事業主から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる新たな資料の提出は無い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 6 月 1 日から 58 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 7 月 16 日から 60 年 4 月 2 日まで、A 社及び B 社に勤務していた。

年金事務所で被保険者記録を確認したところ、申立期間①から③までの期間において、給与が長期間にわたり引き下げられたことはないにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額がもらっていた給与の額より少ない記録になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社から支給されていた給与が長期間にわたり引き下げられたことはなく、当時の給与は 16 万円であったと主張しているところ、当該事業所に係るオンライン記録上の標準報酬月額は、昭和 51 年 7 月までの 16 万円から、同年 8 月 1 日付けで 9 万 8,000 円に改定され、52 年 8 月 1 日付けで 24 万円に改定されていることが確認できる。

このことについて、申立事業所の事業主及び上司は、「当時の資料を保存していないため、詳細は不明だが、申立期間当時、C 職と D 職の従業員を組ませてチームを作り、数グループに分けて、D 職の業務に回ってもらったことがあり、その期間は 2 年かそれ以上であった。その際、給与を基本給と歩合給に分けて支給し、社会保険事務所（当時）には基本給のみを届け出た。」と回答している。

また、当該上司は、申立期間当時、申立人と同様に C 職から D 職に変更し

た者として2人の名前を挙げており、これら2人の記録を見ると、1人は、申立人と同じ昭和51年8月1日付けで、13万4,000円から9万2,000円、52年5月1日付けで14万2,000円に改定されており、他の1人は、申立人と同じ51年8月1日付けで、10万4,000円から6万8,000円に改定された後、52年5月1日付けで資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立事業所において申立期間に勤務していた同僚26人に照会したところ、12人から回答があり、このうち、申立人と同様にC職からD職に異動した者は、「歩合給の導入に伴い、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられた。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、A社から支給されていた申立期間当時の給与は24万円から26万円ぐらいであったとしているところ、上記の上司は、「申立人がD職になった際に基本給部分のみで届け出ていたが、歩合給を含めた額で届け出るようにしたため、大幅に標準報酬月額が増額したと思う。このため、一時的に標準報酬月額が24万円になったと思われるが、当時は17万円から18万円ぐらいが普通だったと思う。」と回答しており、申立人の申立事業所に係る標準報酬月額を見ると、昭和53年8月1日付けで24万円から17万円に改定されていることが確認できる。

3 申立期間③について、申立人は、B社から支給されていた当時の給与は26万円から29万円ぐらいであったとしているところ、当該事業所の元事業主は、「A社から転籍してきた社員の資格取得時の標準報酬月額は、A社の退職時の標準報酬月額に1万円を加えた額にしていた。当社では、歩合給は無く、基本給は、勤務年数ごとに上げていたと思う。」と回答しており、申立人の申立事業所に係る資格取得時の標準報酬月額は、A社の資格喪失前の標準報酬月額17万円に1万円を加えた18万円となっており、その後、標準報酬月額が毎年上がっていることが確認できる。

また、B社の合併先であるE社は、「申立期間③当時の資料は処分しているため、申立人に係る申立期間③の標準報酬月額は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が所持する昭和58年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額及び社会保険料等の金額を検証したところ、支払金額については、申立人がB社から支給されていたとしている申立額（29万円）を基に試算した金額と源泉徴収票に記載されている金額の差が、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）を基に試算した金額との差より少ないが、一方、社会保険料等の金額については、オンライン記録の標準報酬月額を基に試算した保険料額との差が、申立額を基に試算した保険料額との差より少ないことから、申立期間のうち、昭和58年1月から同年6月までに当該事業所から支給されていた給与額は、オンライン記録の標準報酬月額より高かったことは推認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライ

ン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であったことが推認できる。

- 4 このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。